

**「第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏」
和歌山県ブース装飾等委託業務プロポーザル実施要領**

1 趣旨

下記のとおり開催される展示商談会「第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏」（以下「サステナブル EXPO」という。）に公益財団法人わかやま産業振興財団（以下、「財団」という。）が出展するブースにおいて、より効果的な企画と効率的な運營業務を実施するため、装飾等委託事業者をプロポーザル方式で選定する。

<展示会概要>

展示会名	第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏（ライフスタイル Week 内）
開催期間	令和6年7月3日（水）～7月5日（金） 搬入日：7月2日（火）
開催場所	東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
出展製品	SDGsの17のゴールのいずれかを目標として開発したインテリア・雑貨等（非食品）

2 委託業務の内容

対象展示会での和歌山県ブース出展に伴う装飾を中心とした業務（別紙 仕様書参照）

3 委託上限額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル方式

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10企画・広告・手配」、小分類が「4大会・イベント企画運営」に登載されている者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者
- エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当しない者
- オ 近畿府県に本店又は支店その他の事業所を有する者
- カ 過去5年間に、国、地方公共団体等と、展示商談会やPRイベント等の業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者

キ 財団の要請に応じて、速やかに対応することが可能な者

ク 展示会事務局及び出展事業者等関係者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者

5 手続等に関する事項

(1) スケジュール

・参加申込書受付締切	令和6年3月25日(月)
・企画提案書作成に関する質問受付締切	令和6年4月3日(水)
・企画提案書受付締切	令和6年4月8日(月)
・選定委員会	令和6年4月12日(金)
・審査結果の通知	令和6年4月15日(月) 予定

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和6年4月3日(水) 午後5時必着

イ 質問方法

質問事項がある場合は、下記のウにより、書面又は電子メールにより「7 問合せ先及び各種書類の提出先」宛てに提出すること。

ウ 質問様式

様式は自由とするが、以下の項目を明記すること。

(ア) 件名は「サステナブル EXPO 集団出展ブース装飾等業務に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問の表題は本文の冒頭に記載すること。

(エ) 企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

エ 回答方法

回答については、質問者に対し電子メールにより回答するほか、必要に応じて財団ホームページ(<https://yarukiouendan.or.jp/>)上に回答を掲載することとする。

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(別紙様式1)

(イ) 会社概要が分かる資料(会社案内等のパンフレットでも可)

(ウ) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し

イ 提出部数

各書類1部

ウ 提出期限等

提出期限：令和6年3月25日(月) 午後5時必着

提出先：「7 問合せ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参または郵送すること。

・直接持参の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

・郵送の場合は、書留必着とする。

(4) 企画提案書の提出

上記(3)の参加申込書を提出し、参加資格決定通知を受け取った者は、事前に次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

・企画提案書

企画提案書は日本産業規格 A4 とし、縦横自由、片面使用の 20 枚までとする。また、委託業務の内容に関する次の以下(ア)から(エ)までの内容については必ず説明すること。また本業務についての独自の提案がある場合は、そのポイントが明確に分かるよう記載すること。

(ア) ブースコンセプト(ターゲット来場者層、キャッチコピーなど)

(イ) ブースデザイン(ブースロゴ、テーマカラー、レイアウトなど)

(ウ) ブースの機能性(動線、什器、社名板など)

(エ) 実施体制(出展者に対するフォローポイントなど)

(オ) チラシ案

・見積書(様式自由)

(ア) 委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること。

(イ) 見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

(ウ) あて先は「公益財団法人わかやま産業振興財団 理事長 島 正博」とすること。

イ 提出物

・企画提案書、見積書の PDF データ(オンラインストレージまたはファイル転送サービス)

・企画提案書、見積書の原本(1部のみ。ホチキス等で製本しないこと)

ウ 提出期限等

提出期限：令和6年4月8日(月) 午後5時必着

提出先：「7 問合せ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：PDF データはメールで送信すること。原本は郵送または直接持参すること。

・直接持参の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

・郵送の場合は、書留必着とする。

エ 留意事項

(ア) 上記ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、財団との協議により実施内容を決定する。

(イ) 上記ア「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(ウ) 選定委員会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

(エ) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限要請等が継続している場合にはオンラインを活用した選定委員会に変更するなど社会情勢に応じた対策を実行する場合がある。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

・提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案（デザイン・配色・内容等）は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

6 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、財団が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議の上契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時・場所

令和6年4月12日（金）

財団会議室2（和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6F）

（時間等詳細については提案者に別途通知します。）

イ 企画提案の所要時間

各参加者25分以内（プレゼンテーション15分・質疑10分）とする。

ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

提案のあった事業内容について、審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は委員により組織された選定委員会において合議により決定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

(4) 契約の締結

- ア 契約候補者と財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と財団との協議により最終的に決定する。
- イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(5) 留意事項

- ア 委託先として選定した事業者を公表することがある。
- イ 本委託業務の成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は財団に帰属する。
- ウ 受託した事業者は、令和6年4月26日（金）に開催予定の出展事業者説明会で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。

7 問合せ先及び各種書類の提出先

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 企業支援班 日高・中筋

(〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階)

TEL : 073-432-3235

E-mail : kigyoun@yarukiouendan.jp